



## INAC 東京・多摩川 クラブ生会員規約

### 第一条 定義

INAC 東京・多摩川クラブ生会員規約(以下「本規約」)は、INAC 東京・多摩川(以下「当クラブ」という。)のクラブ生である会員と当クラブの関係に関して定めるものとする。  
本規約は、当クラブの活動に関して生ずる全ての関係に適用する。

### 第二条 目的

当クラブは、サッカーを通じて、会員の健康維持・増進・体力向上及び豊かなスポーツライフの実現と、生涯を通してスポーツを楽しめる環境づくりを目指すことを目的とする。  
また、競技スポーツとしてのスキル向上及び人間性を育み、世界で活躍する選手の育成を目指すことを目的とする。

### 第三条 会員区分

- INAC 東京・多摩川ジュニアユース U-15 (男子中学生チーム)
- INAC 東京・多摩川ジュニア (小学4～6年生男女チーム)
- INAC 東京・多摩川スクール (小学1～6年生の男女)
- INAC 東京レオンチーナ&フェミーナ (女子高校生及び女子中学生)

### 第四条 会員資格

1. 当クラブ生は、保護者の同意を得て保護者の責任において参加を認められた者であり、他のクラブ生会員や当クラブ及びその活動に携わる全ての方々へ『信頼・尊敬・感謝』の意をもって行動するものとする。
2. 当クラブ生会員は、当クラブが加入するスポーツ傷害保険への加入を義務付けるものとする。
3. 当クラブ生会員は、当該する会員区分の会費を納めるものとする。
4. 当クラブ生会員の会員期間は、毎年4月を年度初めとし、翌年3月末日までの1年間とする。

### 第五条 入会手続き

当クラブの目的に賛同し、本規約に同意し、別に定める当クラブ入会申込書兼同意書を提出し、年会費を納め、スポーツ傷害保険へ加入した時点で入会手続きを完了したものとする。  
また、入会する選手1名につき、指定のクラブウェア一式を必ず購入するものとする。

### 第六条 入会日

入会申込書兼同意書に記載された入会月の1日を入会日とする。

## 第七条 会費

1. ジュニアユース U-15  
入会金:12,000円 年会費:12,000円 月会費:12,000円
2. ジュニア  
入会金:12,000円 年会費:12,000円 月会費:12,000円
3. スクール  
入会金:6,000円 年会費:6,000円 月会費:4,000円/週1回コース
4. レオンチーナ&フェミーナ  
入会金:15,000円 年会費:15,000円 月会費:15,000円

- ・当クラブ会員は、当該する会員区分の次年度分の年会費を本年始めに納めるものとする。また、月会費は翌月末までに納めるものとする。
- ・会費等の納入方法は、原則として当月分を翌月27日に登録口座から引落すものとする。
- ・途中入会に際しては、9月末までは当該する会員区分の年会費の全額を納めるものとし、10月1日以降は当該する会員区分の年会費の半額を納めるものとする。
- ・一家庭で二名以上の会員がいる場合や、同一選手が複数の区分に所属する場合、また、スクールで週に複数回参加する場合には会費の割引を適用する。
- ・クラブ賛助会員(個人及び団体)は入会時期に関わらず年会費全額を納めるものとする。

## 第八条 活動

当クラブは、第二条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- \* サッカーの競技規則の遵守
- \* サッカーの練習
- \* サッカーの練習試合、招待杯、大会、大会合宿への参加
- \* サッカーの練習合宿や自主運営の招待杯等の立案と実施
- \* 地域等スポーツ普及活動への参加
- \* 使用施設の使用規則の遵守
- \* 【信頼・尊敬・感謝】を忘れずに活動する。

## 第九条 払い戻し

当クラブ会員により一度支払われた会費及びその他活動費等は、原則として理由の如何を問わず返却しないものとする。

## 第十条 会員資格の取り消し

当クラブは当クラブ会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消すことができる。

1. 当クラブ会員が死亡した場合。
2. 当クラブ会員が本規約に違反したとき。
3. その他当クラブにおいて、処分が必要と判断する行為があったとき。
4. 当クラブ会員が当クラブの会員規約等に反し、円滑な当クラブ活動を妨げる行為をなす等、当クラブの運営を妨げ、当クラブの名誉、信用を傷つける行為があった場合。
5. 第七条の会費の支払いがない場合。
6. 暴力団など反社会的勢力に所属していると認められるとき。
7. 暴力団など反社会的勢力を紹介により入会させたとき。

## 第十一条 守秘義務

当クラブ会員は、当クラブの許可を得ずに、会員として知り得た活動の様子やその写真、映像、非公開情報等を、当クラブ会員期間はもとより資格喪失後も、インターネット上やSNS等で他者へ公開したり、使用することはできない。

また、当クラブのクラブ名やクラブエンブレムを、当クラブが認めた活動以外で無断で使用することはできない。

## 第十二条 肖像権の使用

当クラブは、クラブ会員が活動をする際に、その活動中の様子を記録・録画・録音し、当クラブの目的達成のために利用できる。また、それらを広報宣伝の目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット・SNS等で放送、掲載、配信等を行うことができる。会員はこれらの利用について承諾し、異議申し立て及び一切の責を問わない。

## 第十三条 禁止事項

当クラブ内で、当クラブ会員への誹謗中傷行為、いじめ等の嫌がらせ行為、その他当クラブが不適切と判断した行為。

## 第十四条 練習会・交流会・その他イベント

当クラブで行う練習会・交流会及びその他イベント(各種大会及び講習会参加含む)において、当クラブ会員に属さない者は、当クラブイベント参加規約への同意なくして参加することはできないものとする。

## 第十五条 休会

休会については、当クラブ所定の用紙を使用して届け出るものとする。

また、休会中の月会費は1,000円とし、復帰する際には必ず復帰届けを提出すること。

## 第十六条 退会

当クラブの退会を希望する場合、所定の退会届の提出をもって退会を申し出たものとし、当クラブが受領後、正式に退会したものとする。

## 第十七条 規約の改定

当クラブは事前の通知が無くとも本規約を変更できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとする。

## 第十八条 免責事項

当クラブは、当クラブ会員間及び当クラブ会員と第三者間で起こったいかなる問題も、当クラブ会員間及び当クラブ会員と第三者間で解決するものとし、当クラブ及びその関係者はいかなる責任も負わないものとする。

また、当クラブの活動によって、当クラブ会員及び第三者が損害を受けた場合、もしくは与えた場合にも、当クラブ及びその関係者は一切損害賠償等の責任を負わないものとし、当クラブ会員は当クラブ及びその関係者にその責を一切問わないものとする。

当クラブ会員は当クラブに対し、重大な過失が認められる場合を除いて、損害賠償の請求をすることはできないものとする。

### 《責任》

練習、試合等に伴う会場への移動又は練習中、試合中等におけるケガや事故等については、当クラブ、また、当クラブコーチ及び関係者、当クラブ生会員は一切の責任を負わないものとし、また、それらにその責を問わない。また、当クラブ活動におけるクラブ生会員に対する一切の責任は、保護者が負うものとする。

### 《健康管理》

指導者はその活動中の様子を監視し指導するが、クラブ生会員は当クラブの練習あるいは試合に参加するにあたり、事前に各自で体調の管理に努めるものとする。また、選手の健康状態に関しては常に保護者が責任を持って管理し、その責任を負うものとする。

附 則

本規約は、2020年4月1日より施行する。

INAC 東京・多摩川 事務局

〒158-0087 東京都世田谷区玉堤 1-11-5-201

TEL:03-3703-1122

FAX:03-6411-6310

MAIL:info-tamagawa@inac-co.jp



## INAC 東京・多摩川 イベント参加規約

INAC 東京・多摩川が企画・運営・開催する練習会、交流会及びイベントに参加する場合、以下の規約を遵守し承諾して下さい。

### 第一条 定義

INAC 東京・多摩川イベント参加規約(以下「本規約」)は、INAC 東京・多摩川(以下「当クラブ」という。)が実施する練習会、交流会及びイベント等(各種大会及び講習会を含む)の参加者と当クラブの関係に関して定めるものとする。本規約は、当クラブが実施する練習会、交流会及びイベント等(各種大会及び講習会を含む)の参加に関して生ずる全ての関係に適用するものとする。なお、練習会、交流会及びイベント等(各種大会及び講習会を含む)に参加した時点で本規約に同意したものとする。同意なき場合には練習会、交流会及びイベント等(各種大会及び講習会を含む)に参加できないものとする。

### 第二条 参加資格

練習会、交流会及びイベント等(各種大会及び講習会を含む)で設定している参加対象に該当し、本規約に同意していること。また、それぞれ定められている参加費を納めることができること。

(会員の肖像権の使用)

当クラブが運営する練習会、交流会及びイベント等へ参加し活動をする際に、当クラブは、その活動中の様子を記録・録画・録音し、当クラブの目的達成のために利用できる。また、それらを広報宣伝の目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット・SNS 等で放送、掲載、配信等を行うことができる。参加者はこれらの利用について承諾し異議申し立て及び一切の責を問わない。

### 第三条 自己責任

1. 練習会、交流会及びイベント等(各種大会及び講習会を含む)の参加に伴う会場への移動又は練習中、試合中におけるケガや事故等その他のトラブルに関しては、当クラブ及びその関係者、当クラブ会員は一切の責任を負わないものとし、また、参加者はそれらにその責を問わないものとする。
2. 参加者は、練習会、交流会及びイベント等(各種大会及び講習会を含む)へ参加するにあたり各自で体調の管理に努め、健康状態に関しては常に責任を持って管理し、参加者本人がその責任を負うものとする。
3. 練習会、交流会及びイベント等(各種大会及び講習会を含む)では貴重品類、現金、その他所有物などは参加者本人が自己管理し、万一、盗難、障害、その他の事故が発生しても当クラブ及びその関係者は一切の責任を負わないものとし、参加者はそれらにその責を問わないものとする。

### 第四条 禁止事項

当クラブが実施する練習会、交流会及びイベント等(各種大会参加含む)では以下の事項を禁止する。

1. 練習会、交流会及びイベント等(各種大会及び講習会を含む)の関係者及び参加者に迷惑を及ぼす行為
2. 練習会、交流会及びイベント等(各種大会及び講習会を含む)の関係者及び参加者に対する暴力行為や威嚇行為
3. その他、当法人、練習会、交流会及びイベント等(各種大会及び講習会を含む)の関係者もしくは施設提供者が不適切と認めた行為

以上の行為が確認された場合、しかるべき処置をとるものとする。

### 附 則

本規約は、2020年 4月 1日より施行する。